

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件

原告 豊島耕一 外1名

被告 国立大学法人佐賀大学

準備書面 (3)

平成27年7月22日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 東 島 浩 幸

同 桑 原 健

同 梶 原 恒 夫

同 八 木 大 和

はじめに

被告は、その準備書面において、「財務状態により退職金引下げを判断したものではない」(被告準備書面(4)3頁目・19行目)と明言しているとおおり、本件退職金引き下げという就業規則の不利益変更は、被告の財務状態とは無関係に行なったものであることを自白している。結局、被告は、「国家公務員の給与水準を巡る社会的要請」(被告準備書面(6)9頁参照)があれば財務状況如何にかかわらず就業規則を不利益変更をする高度の必要性が認められ、当該変更が許容されるとの認識に立って、本件不利益変更を行ったことは明らかである(なお、就業規則の不利益変更についての高度の必要性に関する被告のこのような認識は、最高裁判例の考え方にも反する全く誤った理解であり、原告はこの点に関する主張

については別途改めて行なう予定である)。この点、被告は、訴訟になってから初めて「被告の財務状態に照らすと退職手当規程の改訂の高度の必要性があった」などと主張しているが、これは単なる後付けの理屈であり、実際には規程改正の際には財務面を検討する必要性さえ認識していなかったものと思われる。そのことを如実に反映して、本件訴訟における被告の財務面に関する主張は、極めて杜撰な内容に終始しておりほとんどが的外れなものである。

以下、被告の主張の誤りを更に明らかにするため、原告らは、被告準備書面(4)、同(5)における被告の財務状況に関する主張に対し、平成27年7月3日付公認会計士根本守の意見書(甲第26号証)に基づき反論する。

第1 経営評価の基準について

国立大学法人は、①公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としない法人であること、②財源が予算となっていること、③中期計画に沿って予定通り業務を行えば損益が均衡する仕組みになっていることなどから、民営組織における経営評価の基準(すなわち、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の3表を総合的に検討して経営状況を把握するという手法)は妥当しないと主張する(被告準備書面(4)・第1①)。

しかし、国立大学法人においても、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務諸表が義務付けられている。現に、被告の財務レポート(乙21)を見ると、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書が紹介されている。それは、これらの財務諸表の検討により、当該国立大学法人の経営状況を把握することができるからに他ならない。

被告の主張に従えば、国立大学法人の経営状況を把握するにあたり、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の3表を総合的に検討しても意味が無い、ということになるが、そうであるならば、国立大学法人の経営状況はどのように把握するというのか。被告は、この点を明らかにしようとするらしい。

国立大学法人においても、民営組織における経営評価の基準が妥当することは、火を見るより明らかである。

第2 損益計算書について

1 被告準備書面（4）第1③に対する反論

被告は、仮に、追加の費用が計上されても、年2億円程度の範囲内であれば附属病院以外でも賄うことが可能であり、累積損益でマイナスになることは無いという点を、否認する。その理由として、附属病院以外の損益計算書の平成23年度及び平成24年度の業務損益（経常利益）が+1億円未満であること、運営交付金の減額が予想されることを挙げている。

しかし、特殊要因のあった年度を除いた平成20、22、23年度の業務損益（経常利益）の平均値は+2.7億円である（甲第25号証・7頁目「a」）。通年で見た累積損益がマイナスになることは無いことは明らかである。

また、運営費交付金の減額は、国立大学法人がスタートした平成16年から毎年続いている話であり（第1期中期目標期間においては効率化係数・経営改善係数、第2期中期目標期間における大学改革促進係数が設けられている）、被告は其中で平均+2.7億円の業務損益（経常利益）が計上しているのだから、運営費交付金の減額を被告の経営を悪化させる要因と位置付けることはできない（さらにいえば、教育研究組織の再編等に自主的・自律的に取り組む大学については運営費交付金の増額もありうる」とされており、「運営費交付金が増額されるとは考え難い」と言い切ることも相当でない。）

したがって、被告の主張にはいずれも理由がない。

根本意見書（甲第25号証）が述べるとおり、年2億円程度の追加費用が計上されても、附属病院以外でも賄うことが可能であり、累積損益でマイナスになることが無いことは明らかである。

2 被告準備書面（5）第1・2②に対する反論

被告は、「附属病院の平成25年度の業務損益（経常利益）が2億1000万

円の赤字になっていること、法人全体の業務損益（経常利益）が4億4000万円の赤字になっていること」を理由に、「（平成24年度以前のような）20億円もの経常利益を継続的に維持できるとの確たる裏付けは何ら存しない」と主張する。

しかし、附属病院の平成25年度の業務損益（経常利益）が赤字になった原因は、附属病院再整備に伴う修繕費や備品費の増などにより診療経費が増加したこと、スポーツセンター等の改修に伴う修繕費や備品費の増などにより教育経費が増加したこと、病棟移転による入院患者の受け入れ制限により附属病院収益が減少したことなどであるが（乙第59号証18頁目）、いずれも一時的な要因であり、今後も継続的に発生するものではない。

しかも、このような一時的な要因を見込んで、7億1600万円もの目的積立金を取り崩され、最終的に当期純利益は黒字となっている（乙第59号証15頁目）。（なお、前年の目的積立金の取り崩し額は2600万円にすぎない。乙22号証の4・14頁目参照。）

すなわち、被告にとって、附属病院の再整備等の一時的な要因による業務損益（経常利益）の赤字はもともと予定していたものであり、それを目的積立金で補てんすることも予定していたのであって、それを「収益が悪化した」と捉えるべきではない。少なくとも、被告に、収益が継続的に悪化するような事情は発生していない。

被告の主張は、数字の表面だけを捉えた「まやかし」といわざるをえない。

3 被告準備書面（5）第1・4に対する反論

被告は、平成24年度末で目的積立金（附属病院充実積立金）が41.4億円積み立てられており、それが平成22、23年度の利益（業務損益）に匹敵するから、この2会計期間の業務損益（経常利益）は「附属病院の本来の収益力を反映したものではない」と主張する。（よく分からない主張であるが、平たくいえば、「この2年間は努力しすぎた。通常の収益力はずっと低い。」という主張かと思われる。）

しかし、国立大学法人においては、財政制度上、中期計画期間の最終年度において残された利益を国庫に返還しなければならないため、できるだけ毎年度の利益を目的積立金に積み立てておき、国庫返還しないで翌中期計画期間に繰り越したいとのインセンティブが働くものである。現に、利益の大半を目的積立金に積み立てる対策は、被告だけでなく、多くの国立大学法人が採用している。したがって、被告が、業務損益（経常利益）が多かった平成22、23年度に、利益の大半を目的積立金として計上したことは、何らおかしいことではない。

第3 貸借対照表について

1 被告準備書面（4）⑤に対する反論

被告は、「国家公務員退職手当法に定める水準以上の金額が支給されることは予定されていない」ことを理由に退職手当を改正したのであり、「財務状態により退職金引き下げを判断したものではない」として、「退職金引き上げが必要な状態ではなかったことから明らかである」との原告の主張を否認している。

しかし、これは、原告の「被告の自己資本比率が高く、財政状態が盤石である」との主張（原告準備書面（2）3頁目）に対する反論になっていない。

また、特殊運営費交付金を超える退職金の支払いが予定されていないとの主張についても、これを禁止する法規制がないこと、現に国立大学法人において特殊運営費交付金を超える退職手当を支払った実例が存在していること（原告準備書面（1）第3・3（3））、国が特殊運営費交付金を超える退職手当を支払うことを許容していること（原告準備書面（1）第3・2（2））などに照らせば、被告の主張に理由がないことは明白である。

2 被告準備書面（5）第1・2①に対する反論

被告は、平成25年度の貸借対照表上の流動資産が143億円（前年度末179億円）、預貯金が100億円（前年度末136億円）に減少していることをもって、「絶対値として100億円の現預貯金があることが被告に十分な余剰資

金があることを示すものとはいえない」と主張する。

しかし、平成25年度の流動資産、預貯金の縮小要因は、附属病院再整備に伴う特別な要因によるものである。今後も経常的に流動資産、預貯金が減少するわけではない。

また、そうした臨時支出があっても平成25年度末で100億円の資金があり、これが仮に70億円程度までに減少したとしても、年2億円程度の退職金資金に窮するような事態は想定できない（この点は、すでに根本意見書において触れられている。甲第25号証・10頁目）。

したがって、平成25年度の貸借対照表を考慮しても、被告に十分な余剰資金があるという点が揺るぐことにはならない。

3 被告準備書面（5）第1・3に対する反論

(1) 被告は、現預金やそれを含む流動資産が潤沢にあったとしても、既に支払義務の確定した負債があり、また、純資産に含む使途の特定された目的積立金があるので、現預金等を「退職手当の増額・維持の財源とすることはできない」と主張し、平成25年度末の明細を示したうえで、流動負債99億円、目的積立金23億円計122億円が現預金等の残高106億円を上回っていることをその根拠としている。

しかし、これは誤った認識に基づく主張である。

(2) 第1に、基本的な経営分析上の認識であるが、流動負債を控除する形で資金をとらえるのであれば、控除の対象とすべきは現預金等だけでなく、流動資産全体からである。なぜなら、流動負債には短期に資金流出する未払金等が在る一方、流動資産には短期に資金化される未収金等が在るからである。その点を無視していかにも資金が不足するかのようには述べるのは極めて不当である。ちなみに平成25年度末の流動資産残高は143億円あり、流動負債を44億円上回っている。

(3) 第2に、流動負債に含む未払金残高は諸経費の支払条件（例えば3月締め4月払いというように）により每期一定額残存するものであり、大規模設備投

資等特別な要因がない限り極端に増減することはない。そして、未払金残高が一定であれば、資金支出は每期平準化するのであり、現実には法人が継続する限り資金残高の減少要因とはならない。(ごく単純に、どうして当期の未払金残高金額が翌期の現預金残高の減少にならないかを考えれば理解できることである。)

ちなみに、未払金等(未払費用を含む)残高の毎年度の推移は以下のとおりである。平成25年度は附属病院の再整備投資により10億円弱増加しているものの資金残高の評価上問題になるほど極端に増加しているわけではない。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	(百万円)
4764	6473	3529	3860	4839	

(4) 第3に、そもそも流動負債の中には、次年度以降資金支出の生じないものも含まれている。被告が示した平成25年度末の流動負債の内訳で示せば以下のとおりである。

運営費交付金債務	1967	(百万円)
寄付金債務	1580	
前受金	815	
預り研究費等	89	
小計	4454	(次年度以降の資金支出はない)
預り金	206	
1年以内返済短期債務	393	
1年以内返済長期借入	190	
未払金	4502	
未払費用	33	
賞与引当金	120	
その他	2	
小計	5450	(次年度以降支出される)
流動負債計	<u>9904</u>	

上記のとおり収益の繰り延べとしての負債が約44億円含まれているのであり、次年度支出されるのは54億円にすぎない。この点でも、機械的な流動負債からの手元資金の控除は不適當である。

- (5) 第4に、確かに目的積立金は用途の特定された積立金であるが、法律上は、国立大学法人が損失を計上した場合には、目的積立金を含む積立金で充当することとなっている（独立行政法人通則法44条）。したがって、仮に退職金支出によって損失を計上したとしても、目的積立金の取崩しによって補填することが可能であり、被告の主張は不正確である。

第4 キャッシュフロー計算書について

1 被告準備書面（4）⑥に対する反論

- (1) 被告は、原告が「十分な業務活動のキャッシュフローが確保されている」と述べた点に対し、固定資産の取得に伴う支出が考慮されていないとして、これを否認する。
- (2) しかし、固定資産の取得を伴う設備投資の実施は、毎年度行われることではない。業務キャッシュフローの状況により、設備投資金額が増減されたり、実施時期が変更されることがありうる。このように、固定資産の取得は業務キャッシュフローの状況により変動する支出であり、法人の資金確保能力の有無を判断するにあたり、考慮されるものではない。
- (3) この点、設備投資の中には更新投資（建物の修繕や機器の定期更新）のように、毎年度経常的固定的に支出される設備投資については、考慮すべきとする考え方もある。仮に、この考え方に従った場合、更新投資を控除して数値を算定した結果は以下のとおりとなる。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	(百万円)
業務活動	2857	3598	4519	5657	5490	
更新投資	1169	2536	2398	1204	2316	*1

借入返済	1279	1194	1273	1250	1228	*2
差引金額	+409	-132	+848	+3203	+1946	

*1 キャッシュフロー計算書の「固定資産取得支出－施設費収入」で算定。

ただし、投資支出の比較的少ない平成 20、23 年度は 100%を乗じ、それ以外の年度は新規投資分を含むものとみて 70%を乗ずる。

*2 キャッシュフロー計算書の「センター債務返済＋リース債務返済＋長期借入金返済」で算定。

上記のとおり、第 1 期中期計画最終年度である平成 21 年度を除き（計画期間の設備投資支出未執行分を実施）、すべて安定してプラスとなっており、年 2 億円程度の退職金支出を行う余力があることが見て取れる。

2 被告準備書面（4）⑦に対する反論

被告は、平成 24 年度末の有価証券を含めた資金残高 140 億円について、未払金、運営費交付金等の流動負債、純資産に含む目的積立金の合計で 140 億円程度あり、資金残高は短期間になくなる性質のものや使途が決まっているので、余裕のある資金繰り状況ではないと主張する。

しかし、被告の主張が誤っていることは、前記「第 3・3」において述べたとおりである。

3 被告準備書面（5）第 1・2③に対する反論

被告は、キャッシュフロー計算書上、期末資金残高が平成 24 年度末 74 億円から平成 25 年度末 35 億円に減少しており、さらに附属病院の再整備事業などの多額の投資を必要とするので、「年間 2 億円を超える資金を継続的に支出可能と断ずることはできない」と主張する。

しかし、被告が引用する数値は間違っている。キャッシュフロー計算書の資金残高は定期性預金が除外されており、実際の現預金残高を反映していない（甲第 25 号証・9 頁目の「a」）。実際の現預金残高は、貸借対照表に示されている数値であり、平成 24 年度末で 136 億円、平成 25 年度末で 100 億円である。

そして、平成24年度末時点で附属病院の再整備事業の準備資金として、仮にその定期預金残高62億円を控除しても、被告は70億円以上の資金を保有しており、退職金引き下げ分の補てん程度で資金繰りに窮することにはならない。(甲第25号証・10頁目の「c」)。

第5 書証について

なお、根本意見書(甲第25号証、甲第26号証)では、平成20年以降の被告の財務状況について述べられているが、これに対応する財務諸表が(一部を除き)書証として提出されていなかったため、今回、提出する。

平成20年度・財務諸表	甲第27号証
平成21年度・財務諸表	甲第28号証
平成22年度・財務諸表	甲第29号証
平成23年度・財務諸表	甲第30号証
平成24年度・財務諸表	乙第23号証(既に提出されている)
平成25年度・財務諸表	乙第57号証(既に提出されている)

以上